

伊賀市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月4日

伊賀市長 稲森稔尚

伊賀市条例第45号

伊賀市議会基本条例の一部を改正する条例

伊賀市議会基本条例（平成19年伊賀市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「の規定による専門的知見の活用並びに本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあっては、法第109条第5項及び法第115条の2の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議」を「に規定の学識経験を有する者等による専門的知見の活用並びに法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定の公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の政策形成等」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 議会は、前項の規定による専門的知見を活用するため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

第8条（見出しを含む。）中「議会報告会」を「意見交換会」に改める。

第9条第3号中「会期中だけでなく、閉会中に緊急を要する事案等が発生した場合」を「定例月会議期間中を除き、政策の決定及び形成に資するため、その趣旨を明確にしたうえで」に改める。

第20条の見出し中「の利用」を削り、同条中「議会図書室は、議員のみならず」を「議会は、議会図書室を設置し、その充実に努めるとともに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。